

6 内航フェリー・RORO※航路

※ROROとは、タイヤの「ROLL ON、ROLL OFF」を意味。RORO船は、輸送エリアのみで、旅客エリアがない船。

番号	発地	着地	会社名	便数
①	新門司	神戸	阪九フェリー	週7便
②	新門司	泉大津	阪九フェリー	週7便
③	新門司	大阪南港	名門大洋フェリー	週14便
④	新門司	徳島、東京	オーシャントランス	週7便
⑤	新門司	横須賀	東京九州フェリー	週6便
⑥	新門司	名古屋等	トヨフジ海運・フジトランス	週7便
⑦	小倉(浅野)	松山	松山・小倉フェリー	週7便
⑧	ひびき	沖縄	マルエーフェリー／南西海運	週3便



7 産業用地（新門司地区）

令和2～4年度
計5社に分譲

利用率が98.6%に到達

年度	R2	R3	R4	合計
売却件数	1	3	1	5
金額(百万円)	258	1,097	119	1,474
面積(m ²)	9,900	42,731	4,473	57,104
利用率(%)	96.2	99.2	98.6	



R5.5.1現在

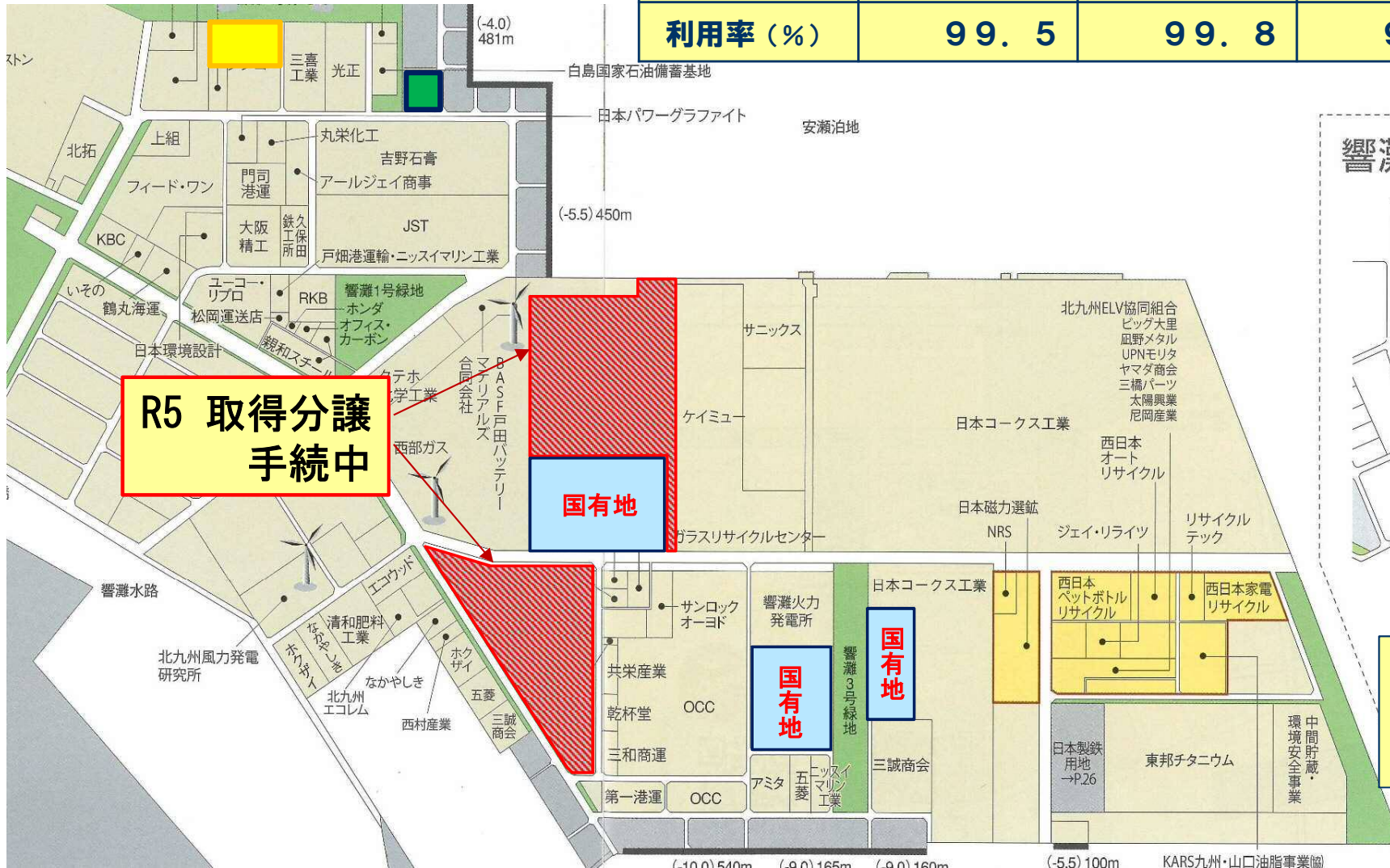
8 産業用地（響灘地区）

令和2～4年度

3社に分譲

利用率が99.8%に到達

年度	R2	R3	R4	合計
売却件数	1	1	1	3
金額(百万円)	424	264	89	777
面積(m ²)	22,302	13,083	4,586	39,971
利用率(%)	99.5	99.8	99.8	



響灘西部地区分譲地



【凡例】

- 令和2年度
- 令和3年度
- 令和4年度

R5.5.1現在

9 課題（1）フェリー・RORO拠点の機能強化

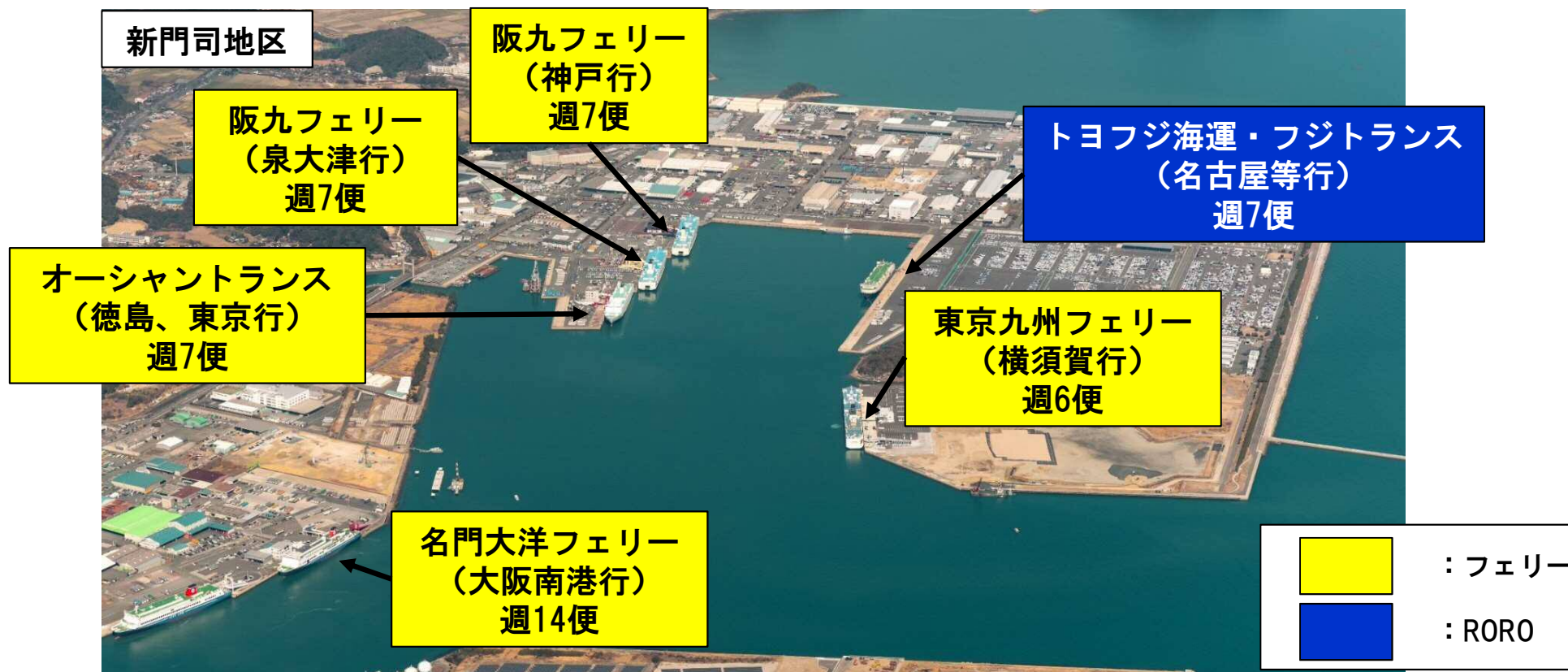
（2024年問題）自動車運送事業における時間外労働規制の見直し

平成30年6月改正の「働き方改革関連法」に基づき、自動車の運転業務の時間外労働についても、法施行（平成31年4月）の5年後（令和6年4月1日）より、**年960時間（休日労働含まず）**の上限規制が適用される。併せて、厚生労働省がトラックドライバーの拘束時間を定めた「**改善基準告示**」（**貨物自動車運送事業法に基づく行政処分の対象**）により、拘束時間、運転時間等の規制が強化される。

⇒ **トラック長距離運行→海上輸送・鉄道輸送を併用（フェリー・RORO船利用増）**



フェリーの荷さばき地の確保やフェリー・ROROターミナルの拡充が必要

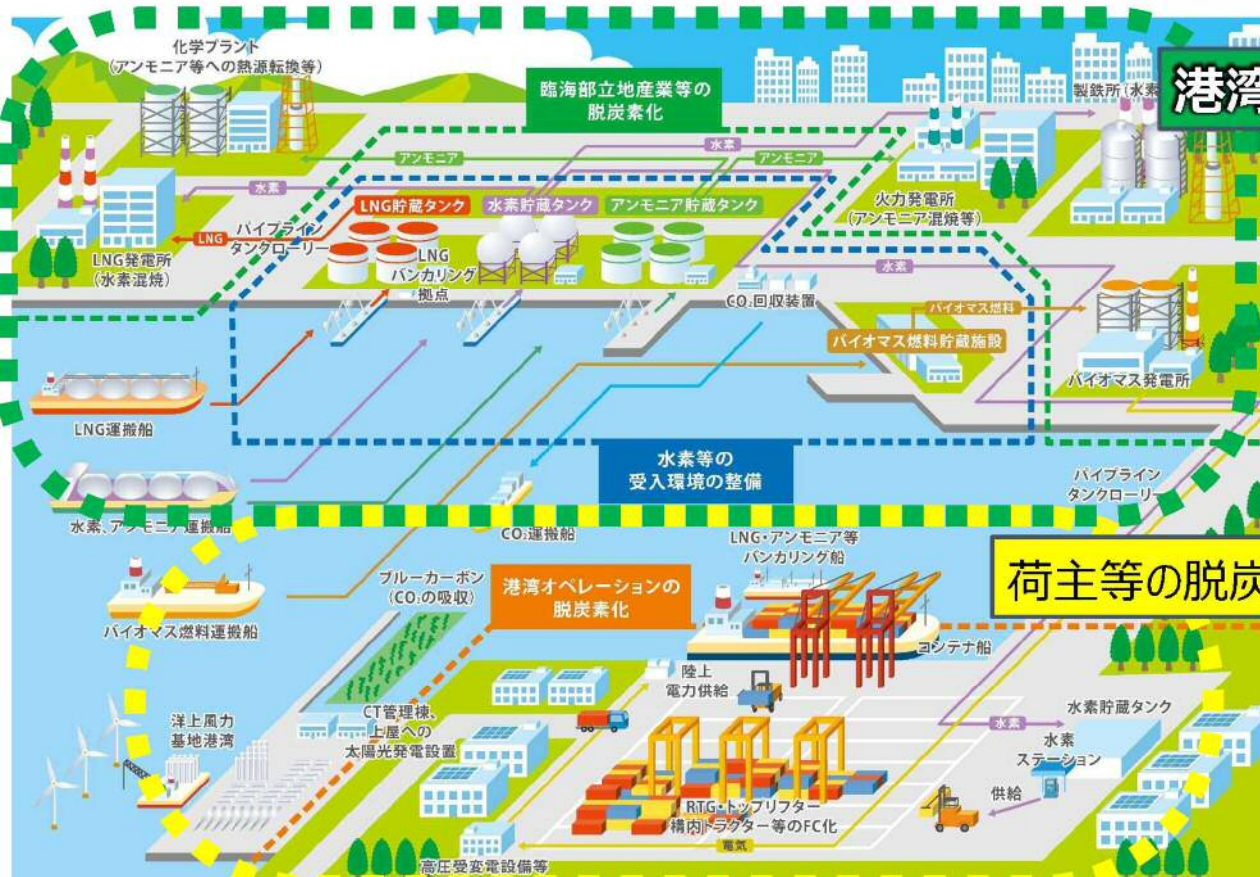


10 課題（2）カーボンニュートラルポートの形成

「カーボンニュートラルポート(CNP)」の形成に向けて

- 港湾は、サプライチェーンの拠点かつ産業が集積する空間であり、運輸・製造業等の活動の場として機能
- ⇒ 本市の産業や港湾の競争力強化と脱炭素社会の実現に貢献するため、官民及び企業間が連携して、脱炭素化の取組を推進していく必要がある。

「カーボンニュートラルポート（CNP）」の形成のイメージ



港湾・臨海部の脱炭素化への貢献

産業のエネルギー転換に必要な水素やアンモニア等の供給に必要な環境整備を進めることで、港湾・臨海部の脱炭素化に貢献

荷主等の脱炭素化ニーズへの対応を通じた港湾の競争力強化

世界的なサプライチェーン全体の脱炭素化の要請に対応して、港湾施設の脱炭素化等への取組を進めることで、荷主や船社から選ばれる、競争力のある港湾を形成